

事業所が健康保険組合に新規加入するとき

事業所が大阪港湾健康保険組合に新しく加入する場合は、手続きなどが必要となりますので、下記の書類の提出をお願いします。

なお、状況に応じて提出書類などが変わる場合がありますので、事前に健康保険組合までご連絡ください。

— 提出書類 —

提出書類名	部数	補足事項
健康保険法第25条第1項の規程による 事業主同意書	2部	
健康保険法第25条第1項の規程による 被保険者の同意書	2部	
同意書	1部	
誓約書	1部	
健康保険（厚生年金保険）新規適用届	2部	・様式は厚生年金保険のものと同様 ・適用年月日は年金事務所と合わせてください
事業所業態調査書	2部	
給付金受領委任受任者届	1部	

— 添付書類 —

下記の書類を添付してください。

添付書類	部数	補足事項
健康保険（厚生年金保険）新規適用届 — 年金事務所に提出した控えのコピー —	2部	・年金事務所の受付印があるものを添付してください
【強制適用事業所の場合（個人事業所を除く）】 登記簿謄本（※1）	2部	・事業所の所在地が登記上の所在地などと異なる場合は「賃貸契約書のコピー」や「公共料金の請求書のコピー」など事業所所在地の確認出来るものを別途添付してください
【強制適用となる個人事業所の場合】 事業主世帯全員の住民票のコピー（※1）	2部	・事業所の所在地が登記上の所在地などと異なる場合は「賃貸契約書のコピー」や「公共料金の請求書のコピー」など事業所所在地の確認出来るものを別途添付してください
【任意適用事業所の認可を受ける場合】 ① 健康保険（厚生年金保険）任意適用申請書 ② 同意書（従業員の1/2以上の同意を得たことを証する書類） ③ 事業主世帯全員の住民票のコピー（※1） ④ 事業主の公租公課（※2）領収書のコピー（原則1年分）	全て 2部	・①②の様式は厚生年金保険のものと同様 ・事業所の所在地が登記上の所在地などと異なる場合は「賃貸契約書のコピー」や「公共料金の請求書のコピー」など事業所所在地の確認出来るものを別途添付してください

※1 直近の状態を確認するため、提出日から遡って60日以内に発行されたものを提出してください

※2 公租公課：所得税（国税）・事業税と市町村税（地方税）・国民年金保険料・国民健康保険料の5書類

当てはまるものどれかを添付してください